

令和7年度北川村事業創出支援業務仕様書

1. 業務名称

令和7年度北川村事業創出支援業務

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 業務の目的

当村は、令和6年度に人口減少対策・地方創生を目的とした第3次北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、長期ビジョン「千人の家族が子どもを育む ゆず王国北川村」の実現に向けた基本方針の一つとして村の魅力・資源を活かした生業づくりを位置づけた。

本業務は、この方針に基づき村の魅力・資源を活かした生業づくりと若年層を中心とする移住者の受け入れ強化を図ることを目的に、村内での起業や新たな事業創出を支援するプログラムの企画・運営、参加者からの提案に基づく新規事業の立ち上げに向けたフォローアップ等を行うものである。

4. 業務の内容

本業務の内容は概ね次のとおりとする。ここに示す業務の内容は、最小限必要な事項を示したものであり、受注者の企画提案により調整することとする。

(1) 事業創出支援プログラムの企画

- ・ 事業創出支援プログラムの実施にあたってテーマを設定する（地域資源を活かしたテーマ、2テーマ程度を想定）。
- ・ 事業創出支援プログラムは、村外から北川村での起業や新規事業の立ち上げに関心のある者を10名以上募集する。
- ・ プログラムの実施にあたっては、村担当者と十分協議のうえ実施すること。

(2) 村内外からのプログラム参加者の募集

- ・ (1)のプログラムを的確な手段で告知し、村内外からのプログラム参加者を募集する。

(3) 事業創出支援プログラムの実施

- ・ (2)の参加者に対して、北川村の地域資源の理解醸成機会、事業立ち上げの基礎的知識の講義、事業アイデアに関する参加者同士での意見交換等の機会を設けること。
- ・ プログラムの工程は、12月上旬を目途に、参加者全体で2案以上の事業計画書案が完成するよう組むこと。
- ・ プログラムの実施においては、事業立ち上げに適したメンターを配置すること。

(4) 事業立ち上げに向けたフォローアップ

- ・ (3)で提案された事業の立ち上げに向けて、(3)のメンター等のサポートのもと、体制構築や財源確保など、事業立ち上げ初動期の準備について支援を行う。

(5) 本事業に係る報告書等の作成

- ・ 本事業の企画・運営及び実施結果について報告書にまとめること。
- ・ 本事業は、国・県の交付金等を活用することを想定しており、それらの手続きに必要な

書類等の作成に協力すること。

5. 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出すること。

- (1) 契約締結後
 - ・業務着手届
 - ・工程表
 - ・担当者の資格経歴が分かるもの
 - ・委託料内訳明細書
 - ・必要に応じて指示するもの
- (2) 完了時
 - ・完了通知書
 - ・請求書
 - ・成果物及び成果物一覧
 - ・必要に応じて指示するもの

6. 成果品

- (1) 事業創出支援プログラムの報告書 1部及びデータ一式
- (2) 本業務関連の電子データ一式

7. 業務の指示監督等

- (1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受注者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

8. その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 成果品(4.(3)の事業計画案を除く)は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承認を得ずに使用・公表しないこと。
- (4) 本業務に実施にあたり使用する図表やデータ等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。

- (5) 本業務に必要な資料で、発注者が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。
- (6) 受注者は本業務の遂行に当たり知り得た情報を発注者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。